

承認第 2 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定を専決処分したので、同条第 3 項の規定により、承認を求める。

令和 6 年 5 月 7 日提出

加東市長 岩 根 正

専決第 2 号

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 3 6 号）の施行に伴い、加東市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、施行期日が迫っており、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 0 日

加東市長 岩 根 正

加東市条例第18号

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険税条例（平成18年加東市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3</p>

項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 〔略〕

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 〔略〕

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 〔略〕

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 〔略〕

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略] 2・3 [略]	ア～カ [略] 2・3 [略]
--------------------	--------------------

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の加東市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 承認第2号（条例第18号） 要旨

### 加東市国民健康保険税条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、令和6年度から適用される改正部分について、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に改めること。（第2条及び第23条関係）
- (2) 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、当該額の5割を軽減する基準については、被保険者の数に乗ずる金額を29万円から29万5,000円に、2割を軽減する基準については、被保険者の数に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円に改めること。（第23条関係）

#### 3 市民負担への影響

今回の改正により、令和4年の所得に対し令和6年度の税率で保険税を試算すると、後期高齢者支援金等課税額分にあつては72世帯が影響し、1世帯当たり約1万7,000円の増額となる。被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割の軽減にあつては10世帯が影響し、1世帯当たり約5万9,000円の減額となり、2割の軽減にあつては4世帯が影響し、1世帯当たり約1万1,000円の減額となる。

#### 4 市財政への影響

課税限度額の引き上げにより試算すると、後期高齢者支援金等課税額分にあつては124万8,000円の増額となる。被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割の軽減にあつては54万7,000円、2割の軽減にあつては4万7,000円、合計59万4,000円の減額となる。これらの軽減による保険税の減額分については、県負担金及び一般会計繰入金により補填される。

#### 5 施行期日 令和6年4月1日